

平成三十年六月八日受領
答弁第三二一九号

内閣衆質一九六第三二九号

平成三十年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生太郎

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理とプーチン大統領のテタテ会談に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理とプーチン大統領のテタテ会談に関する質問に対する答弁書

一について

平成三十年五月二十六日（現地時間）にモスクワで行われた日露首脳会談におけるいわゆる「テタテ会談」の同席者は、通訳のみである。

二及び四について

お尋ねの点について明らかにすることは、相手国との今後の外交上のやり取りに支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、平成三十年五月二十六日（現地時間）にモスクワで行われた日露首脳会談におけるいわゆる「テタテ会談」では、平和条約締結問題について、両首脳間で率直な意見交換を行った。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条

約（昭和三十五年条約第六号）第六条において、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」と規定されているとおりである。